平成２２年（フ）第４２４号
埼玉県春日部市大沼２丁目27番地１　ウインベルコーラス春日部108号
債務者　菅井　千津
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
埼玉県春日部市道口蛭田217番地４　ツインハウスⅡ―101
債務者　井原　克章
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６８号
埼玉県三郷市高州２丁目370番地１サンクレイドル三郷公園402号
債務者　佐藤八重子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４７２号
埼玉県草加市谷塚町1726番地15　浅香コーポ102号
債務者　松崎　　清
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
埼玉県越谷市大字弥十郎183番地６
債務者　佐藤　健志
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
千葉県木更津市中央２丁目８番17号
債務者　齋藤　浩一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１７号
千葉県木更津市貝渕４丁目２番13号　ハイパレスＤ棟101号
債務者　瀧本　真弓（旧姓加賀谷・安西）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１８号
千葉県木更津市請西696番地クレール請西102号
債務者　森山　克巳
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１１９号
千葉県木更津市請西696番地クレール請西102号
債務者　森山　美穂
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１２９号
千葉県木更津市潮浜２丁目１番地15　飛鳥ハウス潮浜
債務者　小島　孝弘
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３２号
千葉県君津市北子安５丁目６番28号
債務者　唐牛　将太
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第２２８１号
愛知県清須市助七１丁目128番地２
債務者　堀江　勇一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１号
滋賀県米原市村居田1411番地25
債務者　西谷　京子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第５７７号
愛知県刈谷市末広町３丁目12番地15　シャイン末広２号
債務者　池田　裕美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１３号
愛知県岡崎市南明大寺町12番地７　フェニックス12　202
債務者　影山　みな
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第８１号
川崎市麻生区王禅寺東１丁目26番12号
破産者　坂口　勇二
1　主文　当裁判所が平成22年２月25日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「川崎市麻生区王禅寺東２丁目33番16号」とあるのを「川崎市麻生区王禅寺東１丁目26番12号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年９月８日
福岡地方裁判所第４民事部